

仕様書

1 事業名

広告取扱型広報事業に係る県有財産の賃貸借

2 業務内容

行政情報及び広告を取扱うデジタルサイネージ（電子看板）型の情報板の作成（広告枠に掲出する民間企業等の広告主の募集、掲載を含む）及び設置並びに取扱に係る業務を行う。

3 対象施設

名 称	所在地	昨年の受験者数等
ぎふ清流文化プラザ （岐阜運転者講習センター）	岐阜市学園町3丁目42番	135,588 人

4 機器等の規格及び掲載方法等

(1) 機器

ア モニターは、次の機能を有すること。

(ア) 動画及び静止画表示機能を有すること。

(イ) モニターの表示内容を貸主の職員が容易に編集・変更できること。また、表示内容を作成・編集するための機材等を指定した場所に設置すること。

(ウ) 設置場所に応じて音量調節ができること。

イ 機器に係る電源は、次の事項を遵守すること。

(ア) 照明の光源にＬＥＤを採用するなど省エネ・環境に配慮すること。

(イ) 機器の設置が施設内の業務用機器や照明等に影響を与えることがないように設置前に各施設の電源設備について確認すること。

(ウ) 機器ごとに個別の電源設置工事を実施すること。

(エ) 曜日、時間帯による電源制御を行えること。

ウ 発信方法

(ア) 広報モニターは、スタンドアローン方式とすること。

(イ) 広告モニターは、ネットワーク方式とすること。

(2) 内容等

広告内容にあつては、貸主の承諾を得てから掲載すること。

(3) 安全対策等

地震などによる落下防止策等を十分に講じること。

(4) その他

機器の設置に起因して第三者に与えた損害の賠償、広告内容に関する苦情処理については借主の負担により解決することとし、その旨及び連絡先等を機器に明記すること。

5 機器の設備等

(1) 設備

ア 壁掛け型とし、広報モニター、広告モニターを各１台設置すること。

イ モニターサイズにあつては、50インチ程度とする。

(2) 設置

ア 設置場所は、2階待合室とする。

イ 設置においては、機器の落下などの事故防止に配慮し、庁舎施設に負担の少ない方法で設置すること。

6 運用・保守に関する要件

- (1) 導入時には、操作及び安全対策に関する説明会を実施すること。その際には、操作マニュアルも用意すること。
- (2) 機器は、常に正常な状態で使用できるよう借主の責任において、維持管理すること。
- (3) 貸主から運用・保守に関する助言・指導を受けた際は、借主の経費負担により速やかに対応すること。
- (4) 機器の盗難、き損、転倒、障害等、本契約の機器に関するトラブルが発生した場合は、理由のいかんにかかわらず借主の経費負担により迅速に対応すること。
- (5) 機器の設置により、貸主の業務、庁舎若しくは来庁者などの第三者に損害を与えた場合は、借主の責任と負担により速やかに補償等の措置を執ること。
- (6) 本契約にあたり知り得た情報については、外部に漏らしてはならない。
- (7) 配信日時は、次のとおりとする。

日曜日から金曜日までの8時30分から16時までの間

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日を除く。

7 設置・撤去に関する要件

- (1) 設置の日時や電気工事等の施工方法にあつては、貸主と調整し、設置前に庁舎の電源設備を確認し、庁舎内で使用している機器や照明器具等に影響を与えないようにすること。
- (2) 搬入出及び設定作業については、貸主と事前に調整すること。
- (3) 電源設備の敷設、機器の搬入出及び設置にあつては、借主の負担により行うこと。
- (4) 契約満了時の設置機器の撤去及び処分にあつては、借主の負担により行うこと。
- (5) 契約が満了したとき又は契約が解除されたときは、指定された期日までに原状回復を確実に行うこと。ただし、これにより難い特別の事情がある場合には、貸主と協議の上で返還方法等を定めることができるものとする。

設置場所



設置イメージ（2階待合室）

